

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定等の趣旨

配偶者等からの暴力は、その形態の如何を問わず、重大な人権侵害です。配偶者等からの暴力被害者（以下「被害者」という。）は、多くの場合女性であり男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

誰もが個人として尊重され、いきいきと生活できる「ともに支え合う社会」を築くために、配偶者等からの暴力は根絶すべき課題です。

その解決を目指し、県内における推進体制を充実、強化するとともに、市町村や関係機関、民間団体と協働し、配偶者等による暴力行為が「犯罪となる行為をも含む重大な人権問題である」という共通認識の下に、各種の方策を総合的かつ効果的に展開するため、平成18年3月に「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（以下「県基本計画」という。）を策定しました。

その後、平成19年7月には、保護命令制度の拡充、市町村基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）の改正が行われ、また平成20年1月には国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の見直しが行われました。これらの改正内容やこれまでの県の取組状況を踏まえて、本県における配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための施策の一層の充実を図るため、県基本計画を改定します。

2 計画の性格

- (1) 配偶者暴力防止法第2条の3第1項に基づく県の責務として策定する計画です。
- (2) 県は、この計画の趣旨に沿って施策を実施します。
- (3) 市町村は、配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づき、市町村基本計画を定めるよう努めなければならないとされています。市町村基本計画については、国の基本方針に即し、かつ、この計画を勘案して定めるよう努めるものとします。
- (4) 関係機関、民間団体等に対しては、この計画の趣旨に沿った各種活動における県、市町村との連携を求めるものです。また、配偶者等からの暴力を許さない社会

づくりの推進に向けた積極的な取組を期待するものです。

(5) 県民に対しては、この計画の趣旨に沿った取組に理解と協力を求めるものです。

3 計画の基本理念

【配偶者等からの暴力を許さない社会づくり】

4 基本目標

計画の基本理念に基づき、4つの基本目標を定めます。

基本目標1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

基本目標2 被害者の保護のための体制整備

基本目標3 被害者の自立を支援する環境整備

基本目標4 関連施策の推進体制の強化と民間団体との協働

5 計画の位置付け

この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画として策定するとともに、「沖縄県男女共同参画計画（後期）」の基本方向Ⅱ「男女の人権の尊重」中の目標3「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画としても位置付けます。

6 計画の見直し

この計画は、国が策定した基本方針が見直された場合や新たに盛り込むべき事項が生じた場合、施策の実施状況等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

7 計画の進行管理

この計画における事業実施状況を毎年度検証し、その結果を公表します。